

久喜宮代衛生組合議会
令和4年第1回定例会議案

議 案 目 録

議案第 1 号	令和 3 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 2 号） について	1
議案第 2 号	令和 4 年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について	2
議案第 3 号	久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する 条例の一部を改正する条例	3
議案第 4 号	工事請負契約の締結について	4

議案第 1 号

令和 3 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）について

令和 3 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 1 日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

議案第2号

令和4年度久喜宮代衛生組合一般会計予算について

令和4年度久喜宮代衛生組合一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年3月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

議案第3号

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成14年久喜宮代衛生組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第15条第2項第22号を第23号とし、第7号から第21号までを1号ずつ繰り下げ、第6号中「男子職員」を「男性職員」に改め、同号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の衛生組合規則で定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間

第15条第3項中「前項第7号から第10号まで」を「前項第1号及び第8号から第11号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

2 久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年久喜宮代衛生組合条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「条例第15条第2項第7号」を「条例第15条第2項第8号」に改める。

令和4年3月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための休暇に係る所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。

議案第4号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 八甫清掃センターし尿処理施設基幹的設備改良工事 |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約金額 | 676,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都豊島区南池袋一丁目11番22号
株式会社クリタス
代表取締役 鎌田 裕久 |

令和4年3月1日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

八甫清掃センターし尿処理施設基幹的設備改良工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。